

令和3年4月1日

学 生 各 位

学生課学生・図書係

令和3年度授業料免除（前期）の申請について（通知）

標記のことについて、下記のとおり申請を受け付けますので、希望者は学生課学生・図書係に申し出てください。

記

1. 制度

①高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免

令和3年度本科4・5年生及び専攻科1・2年生

（本科4・5年及び専攻科1・2年次に、休学理由以外で留年したことがある学生は除く。）

※学力基準と家計基準に該当する者が対象となります。

②経過措置による国立高等専門学校機構における授業料免除

令和3年度に専攻科1、2年生で、経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者

- ・新制度による授業料等の減免の対象外となる学生
- ・新制度による減免認定額と従来の免除制度による免除額に差額が生じる学生

③国立高等専門学校機構における授業料免除（災害等の特別な事情による場合）

令和3年度に本科4年生以上で、(1)又は(2)に該当する特別な事情により、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

(1) 授業料の各期の納付期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合(※)

(2) (1)に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

(※) 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変と認められる場合は、「風水害等の被害を受けた場合」として取り扱います。

2. 申請受付期間

令和3年5月7日（金）まで（受付時間：土・日・祝日を除く 8:30～17:00）

3. その他注意事項

- ① 本科3年生までの就学支援金とは異なり、免除希望者は自ら申請する必要があります。
- ② 受付期間以外は申請を受け付けません。免除希望者は、必ず期間内に申請書を提出してください。
- ③ 昨年度免除を受けた学生も引き続き免除を希望する場合は、必ず申請してください。
- ④ 不明な点は、学生・図書係（TEL 0897-37-7861）までお問い合わせください。